

## 質問書に対する回答

(調査等名) 道東自動車道 串内橋基本詳細設計

### 質問事項と回答

番号	質問事項	回 答
1	<p>同種又は類似業務の経験として挙げた業務に担当者技術者として従事していた場合において同種又は類似要件はテクリスの技術者情報欄の『担当業務内容』が当該同種又は類似を満たす場合に同種又は類似と認められると考えてよろしいでしょうか。</p> <p>例えば、本件の同種要件は『高速道路又は高速道路以外の自動車専用道路における鋼橋の基本設計又は詳細設計』ですが、同種業務の経験として挙げる業務に担当技術者として従事し、テクリスには『担当業務内容：鋼構造・コンクリート橋梁 実施（詳細）設計 コンクリート下部工 道路』と記された者を予定管理／照査技術者に配置しようとした場合、テクリスの記載情報のみで同種要件を満たすと評価されますでしょうか。ご教授ください。</p>	<p>ご質問がありました件については、「高速道路又は高速道路以外の自動車専用道路における鋼橋の基本設計又は詳細設計」に該当する同種業務に上部工、下部工等の担当業務内容までを要件として求めておりませんでしたので、同種業務に担当技術者として携わっている場合は、同種実績として認めます。</p>

以 上